

# 〇〇合同会社 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、〇〇合同会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 飲食店の経営
- 2 雑貨の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

1. 金300万円 兵庫県神戸市中央区下山手通7丁目8番9号  
有限責任社員 田中一郎
2. 金200万円 兵庫県神戸市中央区下山手通7丁目8番9号  
有限責任社員 田中花子

(持分の譲渡)

第6条 社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

- 2 会社法第585条第2項及び第3項は、適用しない。

(社員の相続及び合併)

第7条 社員が死亡し又は合併により消滅した場合には、その相続人その他の一般承継人は、他の社員の承諾を得て、持分を承継して社員となることができる。

(業務執行社員)

第8条 社員田中一郎及び田中花子は、業務執行社員とし、当社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第9条 代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

(報酬)

第10条 業務執行社員の報酬は、社員の過半数の決議をもって定める。

(支配人の選任及び解任)

第11条 当会社の支配人の選任及び解任は、業務執行社員の過半数をもって決定する。

(事業年度)

第12条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類の承認)

第13条 業務執行社員は、各事業年度終了日から3か月以内に計算書類を作成し、総社員の承認を求めなければならない。

以上、〇〇合同会社の設立のため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

令和元年6月1日

有限責任社員 田中一郎 印  
有限責任社員 田中花子 印